十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視等及び図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二　第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四　［略］

五　第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃薬焼却場の保安距離

完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。

二　移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　［略］

五　移動区域の境界又は廃薬焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。